

緊急対応マニュアルの改定について

第3回運営協議会で、緊急対応マニュアルに具体的な連絡先の施設名を記載すべきとのご意見をいただきました。これを受け、施設名の記載をしましたので、ご報告します。

改訂内容

- ・ P. 3、P. 6、P. 7、P. 9 の各ページのフロー図を修正
- ・ P. 10 「③以下の連絡先」を修正

第2 事故対応の責任体制

1 事故対応の流れ

(1) 事故等が発生した際の基本対応（発見者からの連絡・報告、工場長等からの対応の指示、また、外部への連絡など）の流れを図2-1-1に定める。

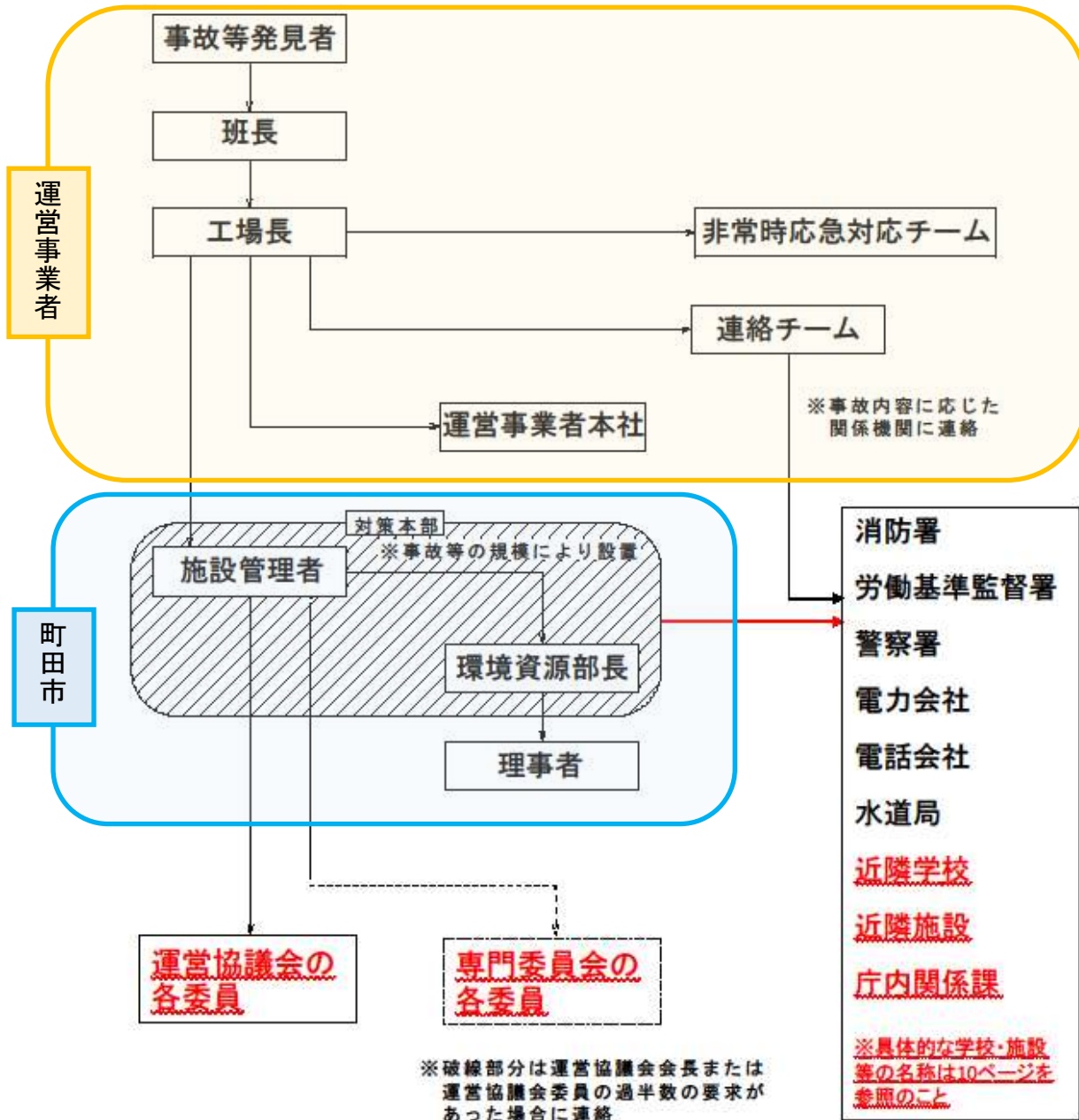


図2-1-1 事故対応の基本的な連絡・報告の流れ

(2) 事故のフェーズごとの対応

① 火災・爆発発生時の対応フローは、図2-2-1のとおりとする。

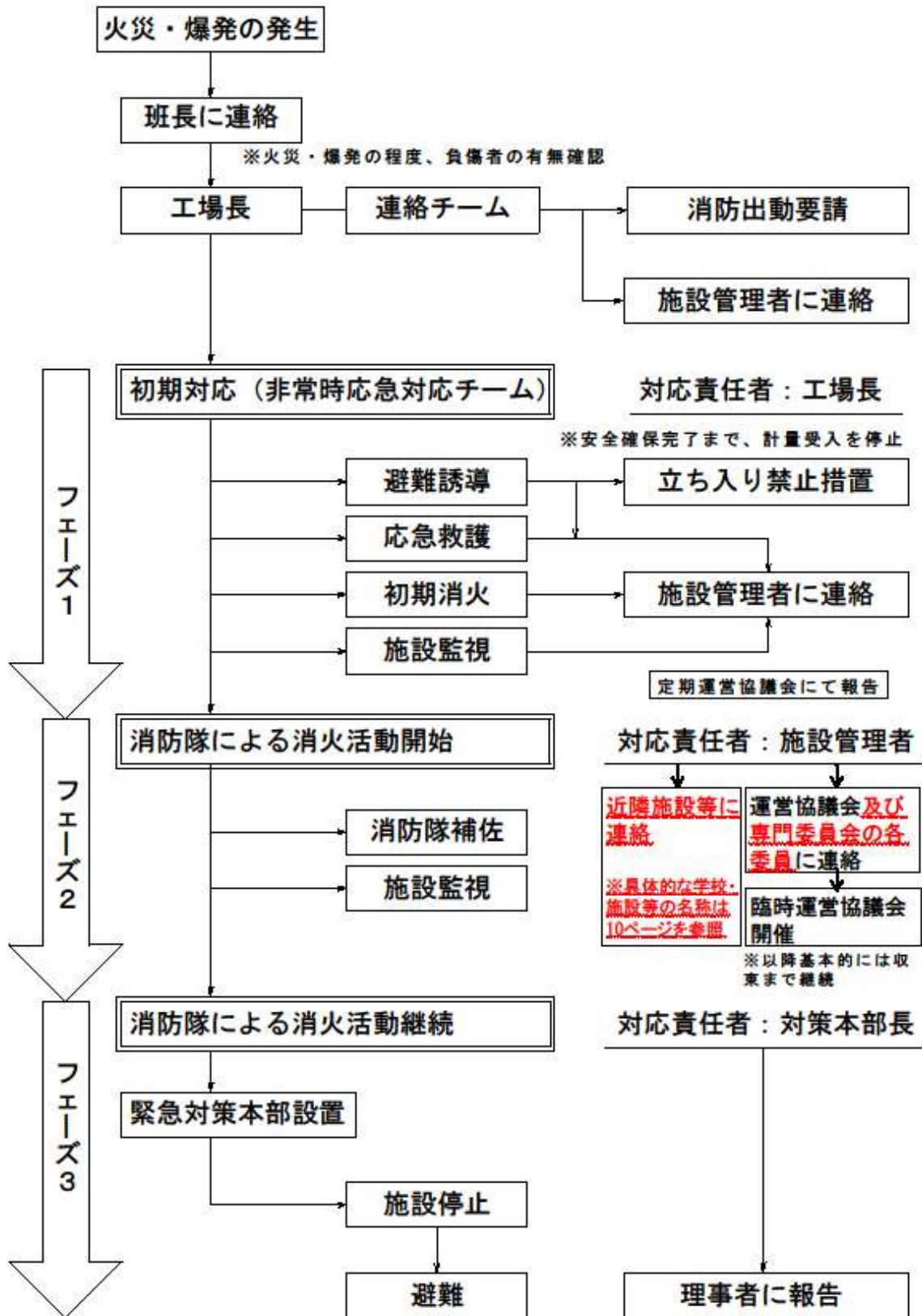


図2-2-1 火災・爆発発生時対応フロー

② 危険物漏洩時の対応フローは、図2-2-2のとおりとする。

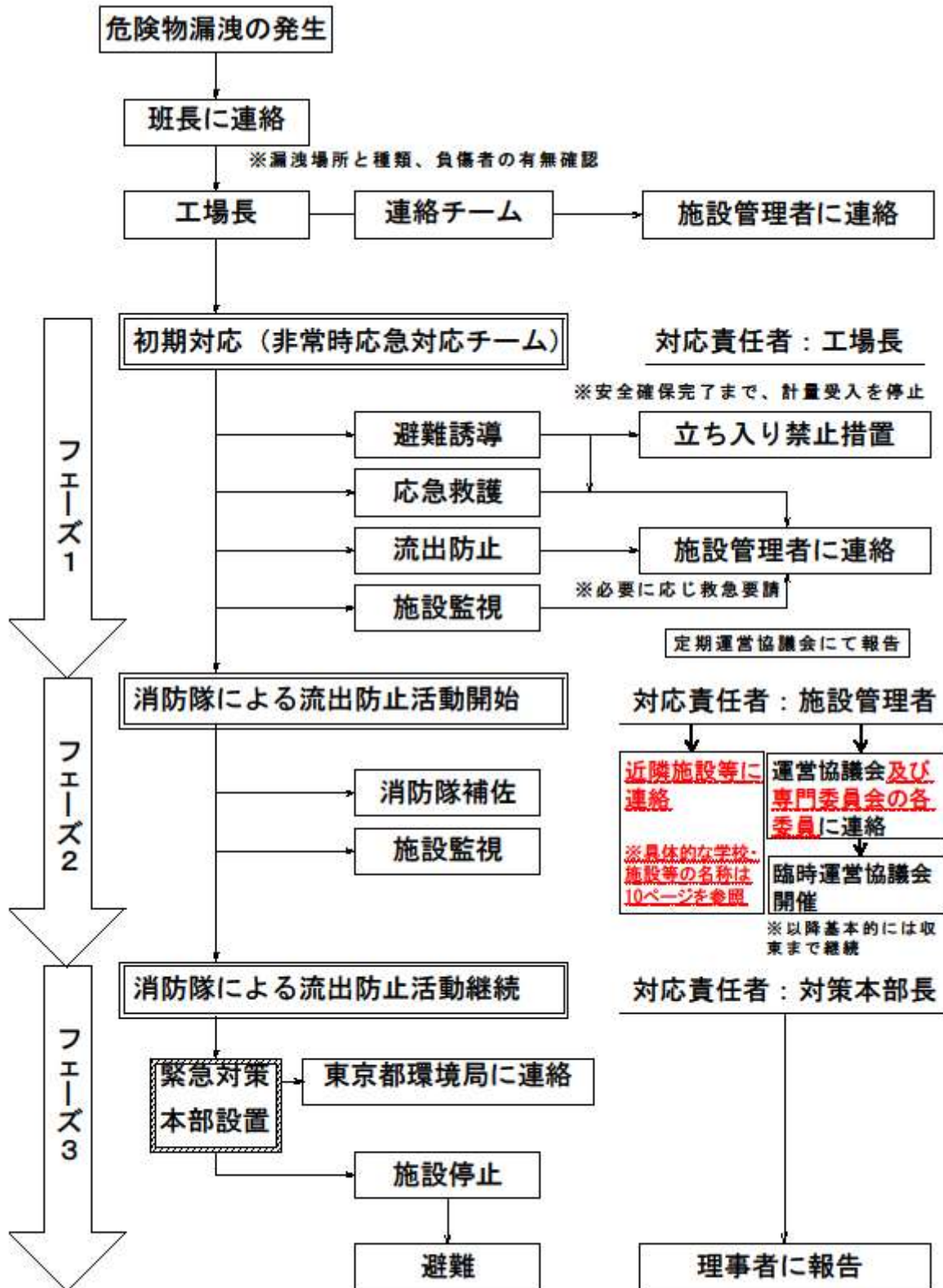


図2-2-2 危険物漏洩時対応フロー

④ その他（排ガス規制値超過）の対応フローは、図2-2-4のとおりとする。

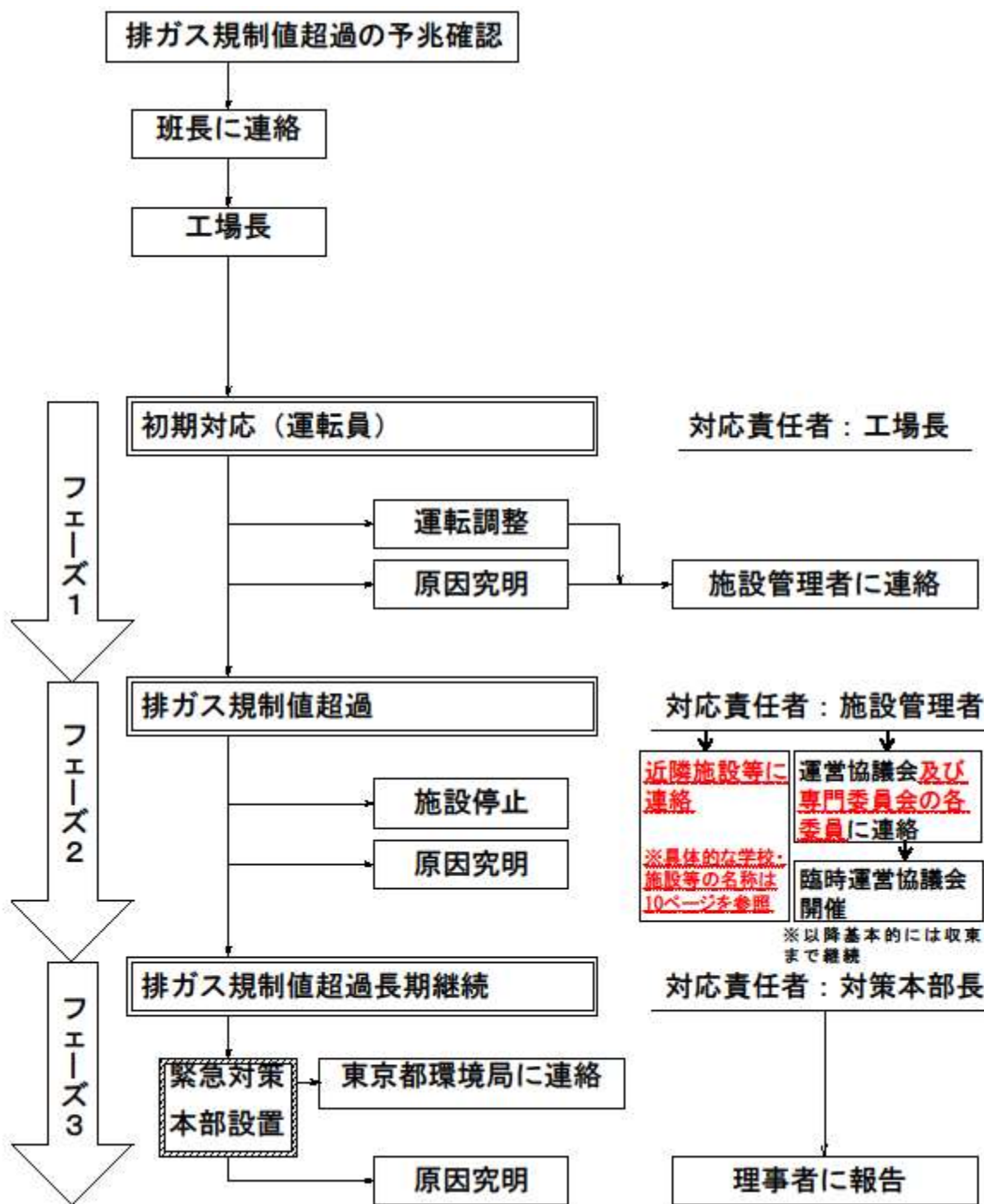


図2-2-4 その他（排ガス規制値超過）の対応フロー

(3) 緊急連絡網

緊急連絡網は本マニュアルとは別に『町田市バイオエネルギーセンター緊急連絡網』として作成し、毎期初に必ず見直しを行う。掲載内容の変更の必要が生じた場合は速やかに更新を行い、関係者に配布を行う。また、緊急連絡網は運営事務室及び中央捜査室の見やすい場所に常時掲示しておく。なお、緊急連絡網には以下を記載する。

①タイトル（『町田市バイオエネルギーセンター緊急連絡網』）

②最終更新日

③以下の連絡先

- ・ 緊急対策本部
- ・ 施設管理者（職場/個人）
- ・ 工場長（職場/個人）
- ・ 班長 [運転班ごとに選出]
- ・ 非常時応急対応チームリーダー [運転班ごとに選出]
- ・ 連絡チームリーダー [運転班ごとに選出]
- ・ 防火担当責任者
- ・ 危険物保安監督者
- ・ 特定化学物質等取扱作業主任者
- ・ 電気主任技術者
- ・ ボイラータービン主任技術者
- ・ 町田消防署
- ・ 町田警察署
- ・ 労働基準監督署
- ・ 近隣病院（町田市民病院、多摩丘陵病院）
- ・ 近隣学校（小山田小、小山田南小、函師小、小山田中）
- ・ 近隣施設（市立室内プール、花の家、大賀ぐうし館、ふれあい桜館）
- ・ 庁内関係課（生活衛生課、スポーツ振興課、障がい者福祉課、高齢者福祉課、教育総務課）
- ・ 電力会社
- ・ 通信会社
- ・ 東京都水道局
- ・ 運営協議会の各委員
- ・ 専門委員会の各委員

※電力会社、通信会社等については、緊急連絡先を事前にヒアリングする。